

妊婦一般健康診査を県外の医療機関で受診される方へ

制度の概要

里帰りなどの理由により、長野県内で「妊婦一般健康診査受診票」（以下「妊婦健診受診票」）を使用できない方が、県外の医療機関等で妊婦健診を受診した際に自己負担した、妊婦健康診査料（保険適用外分）を各回の健診内容の上限額の範囲で、長野市から受診者へ助成（返金）する制度です。

ご出産後、以下の書類をご提出ください。

申請窓口 長野市保健所健康課 窓口へ持参又は郵送

必要書類 書類は、出産後一年以内にご提出ください。

1. 長野市妊婦一般健康診査料請求書	請求者は受診者本人としてください。 <u>請求額は未記入</u> のままご提出ください。 振込先は受診者本人名義の口座をご記入ください。 （振込先名義人が本人以外の場合は「委任状」が必要です。）
2. 妊婦一般健康診査受診票	県内で使用できなかった長野市交付の受診票
3. 母子健康手帳のコピー	受診した日及び医療機関等が分かるページ 長野市の母子健康手帳では、「妊娠中の経過」です。 （8～9ページ）
4. 医療機関等発行の領収書（原本）・ 診療明細書（ある場合）	原本は、確認後お返しいたします。

申請後、審査により償還年月日及び金額が決まり次第、長野市から決定通知書を送ります。
指定した口座への入金をご確認ください。

（お支払いまで、申請から2か月程度かかります。）

手続きに関する注意事項

1. 助成額は各妊婦健診受診票に該当する検査項目に対し、実際にかかった費用が対象です。
なお、各検査項目の費用に対する支払上限額は、受診票に記載された金額です。
2. 追加検査と超音波検査は、基本健診受診票と同日にセットで利用すること（妊婦健診時に行なった検査であること）が助成の原則です。また、追加検査と超音波検査は原則1回に1枚使用できます。実施回数が、添付の受診票の枚数を超えた分は助成の対象外です。
3. 使用できなかった受診票は、請求時に必要です。請求まで大切に保管してください。
4. 領収書は、受診者の氏名や医療機関名が確認できるものを提出してください。
5. 申請した内容が全て助成対象であるとは限りません。領収書等で検査項目等を確認できない場合、受診した医療機関等に確認する場合がありますのでご了承ください。
6. 長野市に住民票がある期間の受診分が対象です。住民票が長野市外にあった期間の受診分は、長野市での助成対象にはなりません。住所地の自治体へお問い合わせください。

お問い合わせ先

長野市保健所健康課母子保健担当 〒380-0928 長野市若里6丁目6番1号 電話（026）226-9963